

今昔物語集の日本靈異記受容攷（下）

佐 藤 辰 雄

日本語コミュニケーション学科教授

七

前回に引き続いて（注1）『今昔』がどのように『靈異記』本文を自家のものとしているかや、各話における両書関連の有無について考察する。それに先立ち、前回（上）の要点を再掲するのも本稿（下）の理解にとって強ち無益でなかろう。『今昔』の底本は日本古典文学全集を使い（略称全集）、隨時、新日本古典文学大系（新大系）『靈異記』『今昔』とも、八木毅『日本靈異記の研究』、新編日本古典全集『靈異記』、新潮日本古典集成『靈異記』を参照することは前と同じ。

『今昔』や『靈異記』双方の研究書並びに注釈書の指摘によると、両書には出典—受容関係にあると曰される話が総じて七九話あり、筆者はその中で主として全篇が『靈異記』に依拠する話について検討・愚考した。それによると、

(1) 『靈異記』話を受容しつつ『今昔』的に加工した改変率30%未

満（一グループ）の話が十話、改変率30～50%未満のⅡグルー

プが二八話、50%以上に及ぶ・グループの話が二九話あること。

(2) 『今昔』は『靈異記』話末の人物讚や挿話を大胆に削除する場合が多くあるので、説話本体に限った改変率を調べると（修正改変率）、その多数は20～30%台に収まり、50%台超の話は五話に過ぎない。即ち、十六1、十六2、十九30、二十24、二十26。

(3) 『靈異記』話が短篇に終ると『今昔』の改変率は高めに出る傾向にあること。ここで言う短篇とは、文章量が全集本で凡そ20行辺りの話を指すが、この傾向は対『極楽記』や対『法華驗記』

でも共通する顕著な特質である。『今昔』作者は、恐らく一話が余りにも短く終結することに抵抗を覚え、ある程度以上の長さ、例えば全集本で15行前後以上に整えようと、短文の原話にたいして意識的に付加的嘗為を施したと考えられる。となれば、原話そのものが通常の長さを持つ説話と一線を画す必要があり、

こうした話は改変の甚だしいⅢグループだけでも、たった11行の長さしかない二十8以下十六話にのぼる。短篇故に改変率が50～60%に達した諸話は典拠を『靈異記』と認定し得るだけの親近性がある。

(4)

話末の削除の他に短篇という二つの綱目をくぐり抜けて、なお50%以上の高改変率に至つた話は、畢竟、十二9、十六1、十六2、十九30、二六1の五話に絞られるが、十九30以外の各話は基本的に『靈異記』を受けている。

(5)

天皇名を中心とする人名や地名等の語句・事柄を付加ないし変更する十五話（十六件）についても、その典拠を『靈異記』と認めるだけの親近性がある。

(6)

結論。六七話中、次回（つまり今回）詳説する十九30は『靈異記』と無縁であり、十六1と十六2、十九31の三話は『靈異記』に依拠しつつ他の未詳文献も利用している。残りの話はひとまず『靈異記』に拠ると断ぜられる改変範囲にあり、改変率は高くても40%台前半に収まる。しかし、十六1と二六1は例外話となること。

八

以上が前稿（上）の要旨である。本節では（上）が残した二つの課題、即ち(4)に含まれる十九30及び親近性の指摘に止まつた(3)と(5)への言及に進もう。

亀の報恩により危難を逃れられた百濟僧弘濟を語る十九30については、全集が「原拠に比して全体的に敷衍・潤色が目立つ」と指摘する通り、35ポイント—50行—改変率70%と異例なほど高い。頻出する削除行為や要約によるポイントは4程度なので、一話の長さから見てわずかな数値でしかなく、本話を高改変率に押し上げたのは何といつても19ポイントに達する付加である。特に弘濟が海賊によつて船から海中に投げ入れられた辺りから末部までは重なりが稀なほど疎遠になつており、『靈異記』上7の98字に対して『今昔』は24行に及んでいる。通常なら8～9行の長さに相当するところを凡そ三倍化したわけである。改変率がだいたい40%台前半を上限とする状況において、本話は『靈異記』上7を典拠とする条件から著しく乖離している。

そればかりか、話の内容変更に関わる意味替えが随所にあり、例えば『今昔』では備後の國の男が部下を率いて百濟に遠征したもの、戦に敗れて全滅し、長年の間一人で帰国を願つていた事が、実は『靈異記』上7に全くない独創的な部分である。彼の造寺・造像の誓願時期も『靈異記』では無事の帰還を期して百濟遠征前に発したものだが、『今昔』においては彼地で帰国を懇望してというよう事情が全く異なる。些細な点に触れれば、『靈異記』の誓願は像寺のみで造像がない。造像のことはさておき、こうした意味替えは改変七カ条に照らしても『今昔』作者の営為から全く逸脱したものである。

また、僧弘済を備前沖で海に投げ入れた悪人が『靈異記』では渡海を助けるはずの舟人であるのに対し、『今昔』では他船から襲来する海賊となっていたり、亀に助けられて流れ着いた所が前者では備中の浦、後者が備後の浦と小異する例も挙げられよう。『今昔』ではわざわざ「一夜ノ程ニ既ニ二国ヲ過テ來ニケリ」と奇異性を強調するので、単純に「備中」を「備後」と見誤ったことにはならない。作者の工夫による差異か、もともと別資料に依つたが為に生じた差異かのいずれかであるが、前述の条々からも、けだし後者であろうと推測する。

如上の諸点から、十九30は作者が『靈異記』上7を踏まえて盛んに敷衍・潤色の腕を振るつた成果ではなく、未詳の別資料に依つたと判断できる。両者は同話と据えるには余りにも疎遠、逆に類話として遠ざけるには共通点も多いけれど、典拠受容関係にないことは疑いない。『靈異記』の末部を大幅に削除する事がなく、短篇でもないのに改変率が50%を超える五話の内、十九30だけが全体に亘つて『靈異記』と無縁だったと考えられる。

最後の宿題として残る(3)と(5)に移ろう。これらは『靈異記』が典拠と断じうる状況にありながら、その中のいくつかは『今昔』の主要な資料となつた『三宝絵』や『法華驗記』に同一の話を収載する為に、そこではあえて結論を求めず今回に委ねたのである。

(3)の短篇であるが故に50%を超えたⅢグループ十六話の中で、他二書に同話が見られず『靈異記』を典拠に据えてよい話が大半の十

四話に及び、それ以外の十二26は『靈異記』中6のほか『三宝絵』中10と『法華驗記』下一〇五を、十四32は『靈異記』上14と『三宝絵』中7とを同文的な同話として持つ。先に結論だけを記すなら、この両話も『靈異記』と典拠受容関係にあると判断できる。至心の祈請が奇瑞を将来した顛末を語る十二26の場合、『靈異記』中6が11—21—52%、但し削除分を省いた修正改変率は8—21—38%に下がる。他方『三宝絵』は10—21—48%（修正改変率なし）、同じく修正改変率のない『法華驗記』も10—21—48%なので（注²）、諸注が指摘するように『靈異記』を本話の典拠と認め得ることは数値的にも裏付けられる。

百濟僧義覚の靈験を伝える十四32においては、『靈異記』上14が12—17—71%と高率ながら修正改変率は5—17—29%と激減する一方、『三宝絵』中7は10—17—59%と『靈異記』上14より低率であつても、修正改変率を求める6—17—35%なので、微差ながら本話も『三宝絵』は『靈異記』に及ばない。量的な微差に比例して、内容上の親疎も顯然とするわけないものの、それでもやはり『今昔』は『靈異記』に近い点が多いようである。

	『今 昔』	『靈異記』	『三宝絵』
(a) 端坐シテ	端坐	オキヰテ	
(b) 寺ノ僧共ニ普ク此ノ事ヲ語ル	周告ニ大衆、 人ノ告テ		

*『三宝絵』は観智院本。前田本も同内容。

大略、右の状況なので、ひとまず『靈異記』に拠ると考えておくことにする。

かくして、(3)に属する十六話全てが『靈異記』を典拠に仰ぐと考えられる。そして、十二26は『靈異記』に加えて『法華驗記』下一〇五も参看了可能性があることは、既に別稿で述べた通りである(注3)。

天皇名を始めとする人名、地名等の語句や事柄を付加変更する(5)の十五話の中で、『三宝絵』『法華驗記』の両書、またはその内の一書に同話を求められる話は、十二27と十七36の一話ある。聖人の魚食をめぐる奇験を主題とする十二27は『靈異記』下6と『三宝絵』中16・『法華驗記』上10の三書に同話と呼べる話を持つ。これも結論から述べるなら、『靈異記』下6が14—45—31%とごく普通の離間率に過ぎないのに対し、『三宝絵』の22—45—49%は既に『今昔』改変の上限を超える。『法華驗記』に至っては26—45—58%と更に高率なので、『靈異記』をこそ典拠に指定できよう。数值上だけでなく、改変内容を点検しても結論は動かない。話の要素を表にすると次のようになる。

『今昔』	『靈異記』	『三宝絵』	法華驗記
(a) 一人の僧 (名なし)	(a) 同上	(a) 同上	(a) 広恩

(b) 治療の為に魚食を願う	(b) 同上	(b) 弟子、師の僧に魚食を勧める	(b) 『三宝絵』に同じ
(c) 弟子、童子を派遣する	(c) 弟子、自ら赴く	(c) 『今昔』に同じ	(c) 『今昔』に同じ
(d) なし	(d) なし	(d) 董、除難を祈る	(d) 『三宝絵』に同じ
(e) 僧、魚食する	(e) 同上	(e) 食さず	(e) 食さず

右の五つの要素を対照するだけでも『今昔』は『靈異記』に最も親近することがわかる上に、細部の表現を辿るとその傾向は更に強まるので両書の密な関連は疑いない。

しかしその中にあつて、(c)弟子が魚を求めて童子を紀伊国の海辺に遣わす条は(注4)、弟子自らが買ひに出かける『靈異記』にではなく、『三宝絵』に倣つた可能性もある。『靈異記』の「弟子、受師語、至於紀伊国海辺」という本文には、初め記載されていた童子が誤写によつて欠脱したという推測を容れる余地は全くない。

『今昔』作者の見た『靈異記』の本文は現在と大差なかつただろう。ただ、弟子以外に新たに童子を登場させる契機は、『靈異記』の本文に確かにあつ。弟子は、当初「弟子」として二回登場するものの、紀伊国の海辺に至つて以降は突然「童子」と呼ばれ続ける。本話では登場人物の呼称や表記を、師僧なら「大僧」「師」「禪師」へと、弟子は「弟子」「童子」に、弟子を悩ます俗男を「檀越」「俗」「俗人」と変化させているとの指摘(注5)もあるような呼称の変化に

気づかず、断絶にとまどう『今昔』作者の心理が「弟子」とは別人格の「童子」の存在を要請し、師の命を受けた「弟子」が「童子」を派遣した、と設定し直すことを指向したのではなかろうか。

弟子の呼称に断絶を感じたのは『今昔』一人ではなかつた。既に『三宝絵』が断絶を覚え、「弟子」と「童子」とを別人として再設定していたのである。では『今昔』作者は『三宝絵』の營為と関わりなく独自に再設定をなし得たのだろうか。恐らくそれは違うだろう。説話蒐集に当たつては多大の恩恵を蒙る『三宝絵』に本話が収載されていることを『今昔』作者が知らなかつたとは考えにくい。

『靈異記』本話を基に自家の表現で再生しようと嘗む時に覚えた違和感を解消すべく、模索する『今昔』作者は『三宝絵』中16を見て安堵したことだろう。そこに納得できる解釈が示されていたからである。このような意味で『三宝絵』は『今昔』本文に影響を与えたと考えられるが、そもそも『今昔』の本文作成においては、例えば『極樂記』21と『法華驗記』下一一〇とを縦横に駆使して広道と老嫗の往生話を形成した十五21や、聖徳太子の降誕をめぐる『三宝絵』中1と『極樂記』1を細やかに利用した十一1の煩雜さに比べるなり、『靈異記』下6を中心的出典と仰ぎつつ一部を『三宝絵』中16に借りる体の作為は殆ど問題にならない。本話の持つ大事な価値は『今昔』のそうした典拠利用法を証す一例としての方である。本話十二27が『三宝絵』をもワンポイント的に利用したのなら、対『靈異記』との比較で生じた1ポイント分の意味替えを除く必要があり、

結果は13—45—29%となる。

『法華驗記』上10は『今昔』本話に何の影響も与えていないようである。「見靈異記矣」と断りながら、実際に依拠したのは『三宝絵』の方で、『三宝絵』に記す「靈異記ニ見タリ」(觀智院本)を借用したに過ぎないのは周知のこと(注6)。弟子が師僧に魚食を勧め、その弟子が童子を伊勢国に派遣する、という再設定も異論なく追従する一方、僧名「広恩」を付加し法華經の神徳と靈益をひときわ強調して、『三宝絵』からも遊離している(注7)。

権者行基菩薩の異能を語る短篇の十七36は、『靈異記』中29と『三宝絵』中3が同話である。『靈異記』中29は4—14—29%、『三宝絵』中3は6—14—43%なので、両書そろつて『今昔』の典拠としての資格を有するとは言え、二者間の改变率の差はいかんともしがたいし、『靈異記』—『今昔』にあつて『三宝絵』のみ記述を欠くことがあつても、逆に『三宝絵』—『今昔』にあつて『靈異記』一人抜け落ちる明徴は何もない。『今昔』の話末評語は『靈異記』を踏まえているが、『三宝絵』はそれを全く欠く事実は決定的である。

ところで本話冒頭に注目すべき一文がある。行基は文殊の再来と伝える「五臺山ノ文殊ノ日記ノ衆生ヲ利益セムガ為ニ、此ノ國(日本)ニ行基ト生レ給ヘル也」は『靈異記』中29になく、よつて『三宝絵』中3末の「行基ハ是文殊ナリケリ」を踏まえたかの如くだが、はるか以前、十一7第三段落の文言「文殊ハ日本國ノ衆生ヲ利益セシガ為ニ、彼ノ國(日本)ニ誕生シ給ヒニキ」「彼ノ文殊ノ此ノ国

二誕生シ給フト云フハ、行基菩薩是也」は殆ど同形なので、本話十七三の文言はこの十一⁷をこそワンポイント利用した付加と見なすべきだろう。そして、十一⁷の第一～二段落はこれも『三宝絵』中三の後半に依拠しつつ、当該第三段落は未詳の文献に依つて紡がれていることから、十七三における行基＝文殊化身の言説はつまるところ、この未詳文献を源流的にワンポイント利用したと定位できよう。この一行余を『靈異記』中29との比較から減ずると、3—13—23%の改変行為となる。

短篇をめぐる(3)の問題と同様、この(5)の場合も総論として十五話全てが『靈異記』に依拠して成立したと断ぜられる。但し、他書をワンポイント利用した例として右の十七三の他、十二²⁷や十二³¹、十九³¹が挙げられる。十二²⁷の成立には『三宝絵』中16も参画したと考えられることは前述の通り、また、觸體報恩を録す十九³¹は『靈異記』上12を中心的出典とするものの、一部は未詳資料に依るらしい点については、夙に(上)14頁で論じたことを付言する。

また追加分として、典拠以外の別資料をワンポイント利用した十一³¹にも触れておこう。本話は觸體誦經譚の一つで、大略は『靈異記』下1に拠りながら、奇瑞を目撃・確認した永興禅師の出自に関する事は同書下2を利用しており、その利用状況は左の通りとなる。

- 『靈異記』下1「紀伊国牟婁郡熊野村、有^ニ永興禅師」、海辺の人を教化す。

⁽¹⁾『靈異記』下2「禪師永興者、諾^ニ樂左京^ニ興福寺沙門矣、俗稱葦屋」⁽²⁾

君氏、一云^ニ市住氏、⁽³⁾摂津国手嶋郡人也、「紀伊国牟婁郡熊野村で修行す。」

○『今昔』「紀伊ノ國、牟婁ノ郡、熊野ノ村ニ永興禪師ト云フ僧有ケリ。俗姓ハ葦屋ノ君ノ氏、摂津國ノ豊島ノ郡ノ人ト也。本ハ興福寺ノ僧也。」海辺の人を教化利益す。

『今昔』話は、冒頭第一文を『靈異記』下1によつて記し始め、第一・三文は語順を変えながら(①～③)同書下2を仰いだ後、再び下1に戻つて書き続けられた様子が鮮明である。従つて、『靈異記』下1と『今昔』間に38—50—76%、修正改変率21—50—42%の疎隔があつたが、下2に依る一行余＝一ポイント余を差し引くと20—49—41%となる。これが『靈異記』下1に対する『今昔』の改変の実態である。

九

次に本稿(下)の中心的責務である関連対照七九話中、残余の十二話に考察を進めよう。各話の改変率は左表の通りで、Iグループ十一³¹にも触れておこう。

本話は觸體誦經譚の一つで、大略は『靈異記』下1に拠りながら、奇瑞を目撃・確認した永興禅師の出自に

II 改変の多いグループ(改変率30～50%未満)
〔三話〕

卷・話	靈異記	人 物
十一 ²³	現光寺の仏	度異なり数
上5前半		行数
14		改変率
30		
47	地名削除、付加	主な改変内容他

十六 二十一 中	8 19 24	中 34 後半	殖 櫻 寺の 觀 音
橘 磐 島			
18	17		
46	43		
39	40		
削 除、 要 約			付 加、 讀 替 え

III 改変の甚だしいグループ（改変率50%以上）

〔七話〕

らしていな

『靈異記』中12と縁のある後話の十六16に対しても、八木氏は両話の「大きな相違を、若し改変潤色とするならば」と関連性に未練を抱き、説話の末部で「奉強付会した者は、今昔物語の撰者ではなまいか」と疑つてゐる（同書、三七七頁）。あくまでも書承関係を認

めるわけだが、しかし諸注はよくて類話扱いである。

卷・話							靈異記
二 十 四 41	十 四 38	十 四 28	十 四 9	十一 4	十一 3	十一 2	
上 25	下 4	上 19	下 13	上 22	上 28	中 7	
				後半			
大 神 高 市 麿	方 広 經 誦 持 僧	山 城 国 の 榮 常	鉄 堀 り の 男	僧 道 照	役 の 優 婆 塞	僧 行 基	人 物
17	23	12	23	6	24	57	度 異 な り
23	40	19	41	12	31	21	行 数
74	58	63	56	50	77	271	改 變 率
削 除、 付 加	削 除、 付 加	削 除	付 加、 削 除	付 加、 削 除	五 ・ 六 段、 削 除	年 号 削 除、 付 加	四 ・ 五 段
							主 な 改 變 内 容 他

右表にない十四12と十六16を『靈異記』に積極的に関連させようとするのは八木氏のみで、氏は、前話について『靈異記』上18と

類話的関聯に立つものであるか、それとも書承的関聯に立つも

としつつも、両書の

相違の仕方に、わたくしは「改作歟」と言はざるを得ないので

ある。(『日本靈異記の研究』第二章、三〇九頁)

との結論を出している。しかし他の諸注釈はせいぜい類話扱いに止まり（全集）、新大系『今昔』や『靈異記』に至つては類話扱いす

も主人公は醍醐寺僧惠増、前世は播磨の人となつてゐる。蟹報恩譚の一類に含められる十六¹⁶と『靈異記』中8との直接関連も改変七力条に表れる『今昔』の手法を顧みるなら、即座に否定できるほどである。略一覧によつてさえ明らかになろう。

も主人公は醍醐寺僧惠増 前世は播磨の人となつてゐる
蟹報恩譚の一類に含められる十六¹⁶と『靈異記』中⁸との直接関連も改変七力条に表れる『今昔』の手法を顧みるなら、即座に否定

『靈異記』

『今昔』

- (a)主人公は置染臣鯛女
 (b)奈良の尼の女
 (c)鯛女、嫁ぐことを大蛇に約束する（父不出）
 (d)行基の教化

- (a)名なし
 (b)山城の俗男の女
 (c)女の父が毒蛇に約束する
 (d)行基不出

		卷・話		率異な		II
二十	十九	十一	二十三	八	行数	
46	30	17	27			率改変
17						

		卷・話		率異な		III
二十	四十一	十四	三十八	十一	二	
12	13	19	3	17	10	率改変
23	40	41	12	31	21	行数
52	33	46	25	55	48	

もはや贅言を費やすまでもなかろう。本話の出典も『法華驗記』下一二三とすべく、改変率は13—51—25%に過ぎない。質的にも両書は(a)～(d)が完全に一致する。

本話や先の十四12が明らかにするのは、『靈異記』話と氏名や地名・展開等の相違があつた場合、それは『今昔』作者の創作的改変の結果なのではなく、他に拠るべき資料の存在を想定すべき、といふ点である。今回はたまくそれが『法華驗記』であつたわけだが、同話が現存しないときは未詳資料の介在を想定するだけの慎重な視点も必要であろう。

さて、右の二話を除いた残り十話の中には、典拠本文を大がかりに削除した為に改変率が跳ね上がった話も多いので、修正改変率を掲げておく。

グループごとに見ていくと、IIグループの十一23が全面的に『靈異記』上5前半を出典にすると認められるのは、数値の低さに加え、『靈異記』に対して質的な共通性を持つからである。敏達天皇の時代に和泉国（郡）の海中から靈木を得たこと、皇后の命により靈木をもつて仏像を造り豊浦寺（堂）に安置したこと等々、人物や状況、展開に高い一致が見られ、改変七カ条に抵触するような高度な改変

は全くない。『靈異記』の「大部屋栖野古」の「大」を「文部ノ屋栖野」と「文」に替るのは、字形上の類似に由来するものであろうし、「守屋大連」を「守屋大臣」と地位が異なるのも誤読や誤解の類と思われる。

しかし、二十9は改変率こそかなり低いにも拘らず、直接関係を認めるわけにはいかない。理由は『三宝絵』が更に低率だからである。『三宝絵』中14と『今昔』との距離は9—46—20%と近似し、『靈異記』と同様に削除分を減じて改変率を修正すると、6—46—13%と極めて低率になる。既に全集の解説が「直接の出典としては、より本文の酷似する『三宝絵詞』を擬するのが妥当」と正しく指摘し、酷似箇所を数例挙げているので、それに従つて一～二例本文を対照すると次のようになる。

○前半、磐島を捕まえに来た閻魔王の使いである鬼に、四天王の使者が語る言葉。

『今昔』	『三宝絵』 観智院本	『靈異記』
此人ハ寺ノ錢ヲ借請	コノ人寺ノ錢ヲウケテ	可レ免、受ニ寺交
テ、商テ返シ可納シ。	アキナヒテタテマツル	易錢、而奉レ商故、
然レバ暫ク免セ	ヘシ暫ユルセ	々暫免耳
『今昔』本文は殆ど『三宝絵』に重なっている。あるいは、		
○閻魔王の使いの鬼が磐島に語る言葉。		

『今昔』	『三宝絵』 観智院本	『靈異記』
其年ノ人有ル所	我其年ノ人ノアルヲ	吾聞率川社許相八卦読、
ヲ知レリ	シレリ	与レ汝同有ニ戊寅年人、

率川社の近くに住む占い師の中に、お前（磐島）と同じ戊寅年の人がいると聞き及んでいる、と語る『靈異記』の使いの言葉を、『今昔』作者はいささかも本文に反映してない。時として発現するこうした差異の集積が先ほどの改変率になつて表れたわけで、『靈異記』とて『今昔』に十分近いとは言いながら、『三宝絵』に比すべくもないことは無理なく了解されよう。

次にⅢグループの諸話に筆を転じると、法相宗を将来し権者とまで讀えられた道照の求法・往生を語る十一4と、廉直の良吏が天神の感應を得た話の二十4以外は『靈異記』に無縁らしい。尤も前者が『靈異記』と関連すると言つても、それは第五・六段落ばかりで、後者の場合もわずか第三段落に限られ、他の段落の典拠は別に求められよう。

十一4の第一～三段落は恐らく未詳資料に依り、第四段落は『三宝絵』中2を踏まえたものと思われる。第一段落の内容は出自に始まり、出家修行と世評・天智天皇の勅命による入唐求法・玄奘三蔵に師事・修行中の奇瑞から成り、ここだけでも三九行に及ぶが、同じ道照話と言つても『靈異記』上22では、出自や入唐・玄奘三蔵に師事・弟子の唐僧らに対する玄奘の戒めのみで、しかも52字しかな

い為『今昔』のような豊かなエピソードは望むべくもない。文字数だけで言つても、『靈異記』は凡そ七倍の増量が必要である。むろん『今昔』がそれほど創作的に改作したとは考えられない。

唯一、冒頭の「俗姓ハ丹氏、河内国人也」は『靈異記』の「船氏、河内国人也」をワンポイント利用した痕跡なのかも知れないが未詳資料の実体が不明である以上、何とも言い難い。道照の講経を役の優婆塞が聴聞した第四段落に至つては、『靈異記』に全く見当たらない話である。

二十41が修正改変率であつても52%と高率なのは、三つの段落中、第一・二段落が10—13—77%と突出するからで、善行と感應を伝える第三段落に絞つて言えば、8字の削除を含めても2—6—33%と通常の改変範囲でしかない。特殊な付加があるわけでもない本段に対して、第一・二段落は主人公の大神高市麿が執政の臣であり、天皇が伊勢に行く動機を遊獵の為とし、彼の二度にわたる諫言によつてそれが中止になつたことなどを創作している。むろんこうした創作が、ストイックなほど“典拠そのまま”を貫く『今昔』作者の手腕の成果とは考えにくく、手腕を發揮したのはむしろ『今昔』以前の未詳資料であつたろう。

本話は、創意的な改変が顕著な話は、改変率も典拠受容認定基準（だいたい四〇%台前半）を超えるという相関を改めて想起させる一話である。新編全集『靈異記』のみ、細部の差異が大きく直接関係があつたかどうかは疑問であると指摘する以外、諸注は皆『靈

異記』を典拠に認定するが、限定的であることを付言しなければならない。

十一2についてはかつて『極楽記』2に由来すると論じて修正改変率を43%と打ち出したが（注8）、『靈異記』中7にも録す第四・五段落（敵役智光が絡む場面）に限ると、『極楽記』と『今昔』の差は3—21—14%なので、『靈異記』—『今昔』間の271%にのぼる膨大な数値とは桁が違つてゐる。大量に表れる削除・要約を取り除いても10—21—48%に及ぶ上は、もはやその関連性の否定に多言を用いるまでもなかろう。第四段落で智光は「河内国、相田寺」に籠居するが、『極楽記』には国名・寺名ともにないので、この語句は『今昔』作者が自らの知見に基づいて付加したか、もしくは他書をワンポイント利用したかになる。果せるかな『靈異記』には「鋤田寺」と寺名が見えるので、ここは『靈異記』に依つた上で国名を付加したかのようである。しかし、同話をのせる『三宝絵』中3が「河内国鋤田寺」と国名・寺名の両方を載せるので、本書にこそ依拠することは明白だろう。

『今昔』はここに限らず、『極楽記』『三宝絵』いづれかを文字通りワンポイント利用しつつ話を紡いだかのようユレを見せてゐる。本稿の趣旨からいさかはずれるにせよ、『靈異記』も関わる場面なので、細やかな典拠の利用という『今昔』作者の方針と營為を知り、かつ確認する上で好個の事例として触れておきたい。

第五段落の内容は、行基をねたみ誹謗した智光が前非を悔い謝罪

するというもので、智光の来訪目的を予知する神通力が行基の偉人性を強調する。諸書と『今昔』との本文的距離は、対『極楽記』が1・8ポイント—5行—36%、対『三宝絵』は2・7—5—54%、対『法華驗記』上2が1・8—5—36%、対『靈異記』14—5—280%、但し百三十字に達する智光の懺悔を除外すると付加的改変は3—5—60%に下がる。通常はポイントを四捨五入して表記する方針を採っているが、微妙な差異を検討する必要から、時に小数点をいとわず数値を求める結果は明確になる。修正改変率をもつしても『靈異記』の疎遠なることは瞭然としていよう。表現的にも一人異質なばかりか、もし『靈異記』を典拠とするなら、『今昔』作者は固有名付加や状況改変を積極的に行つたわけで、『典拠そのまゝ』の方針がこの一段においては大きく転換したということになる。全集は頭注一六において「極楽記とともに三宝絵ないし靈異記の本文をも参照したか」と指摘したうちの『三宝絵』については正鵠を射ているものの、『靈異記』に関しては的を外したと言わざるを得ない。この点も含めて各書の本文を対比してみよう。

欲謝菩薩。	『極楽記』	『今昔』	『三宝絵』観智院本
々々在摂津	此ノ罪ヲ謝セムガ為ニ、	其罪ヲアラハサムカタ	行基菩薩ノ所ニ詣デムト
国。造難波江	行基菩薩ノ所ニ詣デムト	メニ行基井ノ難波ニヲ	ハシマシテ橋ヲツクリ
橋。智光尋到。	為ルニ、行基、其ノ程摂	江ヲホリ船ヲワタシ木ヲ	津國ノ難波ノ江ノ橋ヲ造

*『極楽記』と『今昔』の共通部分を太い傍線で示し、『三宝絵』と『今昔』が近ければ波線で表した。
*前田本『三宝絵』に「窄江作船津」とある。逆に「木ヲウヘ」がない。

菩薩遙見知意 含咲。智光伏 地致礼。	リ、江ヲ堀テ、船津ヲ造 リ給フ所ニ至ル。菩薩空 ニ其ノ心ヲ知テ、智光ノ 來ルヲ見テ、咲ヲ含テ見 給フ。智光ハ杖ニ懸テ、 禮拝恭敬シテ、涙ヲ流テ 罪ヲ謝シケリ	菩薩遙見知意 含咲。智光伏 地致礼。	リ、江ヲ堀テ、船津ヲ造 リ給フ所ニ至ル。菩薩空 尋イタリ又行基井暗ニソ ノ心ヲシリテホラエミテ 云ナニニヨリテカ目ヲ ニアハスル事がたくおほ ユルトイヘハ智光イヨ くヲソリハチテ涙ヲナ カシテトカクユ
--------------------------	--	--------------------------	--

縷述するまでもなかろう。『極楽記』を忠実に受容した『法華驗記』右の比較によつて『靈異記』が『今昔』の典拠たり得ないことは

も、少なくとも『極楽記』より『今昔』に近接するとは言えない。

『極楽記』を『今昔』の典拠に据えようと考える根拠として、「摂津国」の存在と最後の「流涙謝罪」を挙げられよう。『三宝絵』は末部に行基の発語があるけれども、『極楽記』と『今昔』の両書にこれがない点も加えられる。改変率の低さも有利である。反対に『三宝絵』が有利な事項は、江を堀り船着場を造ったこと、「空ニ」の存在と杖の介在、そして冒頭部以外の文は『三宝絵』の方が『今昔』に近侍する、の諸条である。これはいつたいどのように解釈すべきなのだろうか？もし本段が両書よりも『今昔』的な文章を持つ未見の文献に依るのでなければ、以下のような解釈が可能である。

前段に引き続いて『極楽記』を座右にしながら本段を記し始めた作者は、摂津国に至つてより詳細な記述を持つ『三宝絵』に替えた。

そして末部にある行基の皮肉な文言を避けて、鑽仰帰依を簡潔に語る『極楽記』に再び戻つた、と。こう考へることによつて両書の折衷的な『今昔』本文の謂わわれが理解できるし、『三宝絵』に基づくとするなら『今昔』の付加と考へる他なかつた冒頭部の「詣デムト為ルニ、行基、其ノ程摂津國ノ」は、もともと『三宝絵』とは対照するのが不当だつたことになるので、ここを含む一行半（ポイント数の高い国名付加と他の付加で1・5ポイント）と末部の削除（凡そ0・5ポイント）を省くと、『三宝絵』の付加的改変は1・7ポイント程度でしかなくなる。改変率は0・7—3・5—20%程度である。

『今昔』作者が見たであろう『極楽記』と『三宝絵』が、現存する両書と質的にどのような関係にあるか不明な上、改変ポイントの微妙な点における誤差についても慎重に構える必要があろうから、『極楽記』話より『三宝絵』話の方が『今昔』本段に近いという結論も、その可能性が大であるというように大まかに考えておく方がよからう。ただ両書を併用したであろう点は動かし難い。そして、このような意味において第三段も同様である。恐らく初めのうちは『極楽記』に従い、後半の二行分（全集本で）はワンポイント的に『三宝絵』に依つた後、再び『極楽記』に戻つて記述を進め、そのまま第四段落へと流れ込んださまが伺える。『靈異記』の関わりない部分なので詳しい分析は省略するが、『今昔』の細やかな典拠操作を推測できる用例として付言した。

次に話題にするのは十一三である。聖人と呼ばれるわりには暴れ者のような役の優婆塞のエピソードを連ねた本話の典拠に『靈異記』上28を据え難いのは、改変率が24—31—77%，修正改変率17—31—55%となお高いままの一方、同話の『三宝絵』中2が16—31—52%，修正8—31—26%の如く低率で、典拠の条件としてはるかに恵まれているからである。『三宝絵』本文に『靈異記』が割り込むべき特殊な文言は何もなく、参照された可能性すら疑わしい。

落盤によって坑内に閉じ込められた美作國の鉄堀り男が、法華經書写の立願により救出された話の十四9については、端的に言つて『法華經記』下一〇八に拠ると断じて支障ない。格別大きな付加がなく（せ

いぜい一行前後が数カ所)、ましてや削除もない結果が9—41—22%の低率をもたらしており(注9)、「靈異記」下13の23—41—56%、修正改変率19—41—46%とは相当な開きがある。プロットの異同を確かめても結論は変わらない。因みに、例を二～三挙げるなら、

(a)	『今昔』	法華驗記	『法華驗記』
(b)	『今昔』	法華驗記	『靈異記』
(c)	『今昔』	『法華驗記』	『靈異記』
	必ズ仏ヲ写シ經ヲ 書カム	必當書寫	我必奉 ^レ 果、居 ^ニ 于闇穴 [、] 而 惆悵之、自 ^ニ 生長時 [、] 至 ^ニ 于 今日 [、] 無 ^レ 過 ^ニ 此哀 [、]
	必ズ可死キ難ニ値フト云ヘドモ、願 ノ力ニ依テ命ヲ存スル事ハ、偏ニ此 レ法花經ノ靈驗ノ至ス所也ト知テ、 弥 ^ヨ 信ヲ發シケリ。亦、此レヲ見聞 ク人貴ビケリ	決定當死人。希 有出不死事。 是法華經大願威 力。隨喜讚嘆。 皆發道心	(無) 是乃法 花經神 力、觀 音最 ^ム
(d)	『今昔』	『法華驗記』	『三寶繪』
	汝ガ妻子家ニ有テ、汝ガ為ニ 七日毎ノ法事ヲ修テ、我レニ 食ヲ与フ。此ノ故ニ、我レ持 來テ、汝ニ食ヲ与フル也。暫 ク相待テ。我レ汝ヲ可助キ也	汝妻子修四十九 日。施与我食。 是故持來令食汝 也。須臾且待。 ニ來ツル也	汝力妻子ノ我ニ アタヘツル物ナ リ汝カウレヘワ フレハコトサラ ニ來ツル也

(a)『今昔』が「觀音像」を省いたかの行為は單なる字句の削除に留まらず、「靈異記」の末部(c)に記す「觀音最^ム」をも排除するごと併せて、本話から觀音靈驗性を消滅させる重要な意味替え作業を成したことになるが、しかし『今昔』作者がそうした努力をしなかつたことは『法華驗記』の本文によつて明白である。創作の英知

を振り絞るのでなく、そのまま引き写したことを知る。

(b)『靈異記』本文をあえて削除したわけではなく、「法華驗記」に従いながら敷衍しただけに過ぎない。

(c)『今昔』が『靈異記』と共に通するのは傍線の法華經讀歎だけである。『今昔』は点線や二重線・波線から明らかのように、「典拠そのまま」の姿勢を遺憾なく發揮して『法華驗記』と相似形の本文を形成した。このほかにも『靈異記』の8字や12字の語句を削除したかに見えるが、削除したのは『法華驗記』作者(厳密に言うなら『法華驗記』の依拠した『三寶繪』作者)であつて、『今昔』はそれを従順に受容した等から、『靈異記』は典拠の座にのぼる資格をとうに失つている。

『靈異記』話以外にも同話と称すべき話として『三寶繪』中17を挙げられるが、やはり『今昔』の典拠として不適格である。15—4137%という数値自体は『靈異記』に比べてなかなか良好としても内容上のスレ違いは覆うべくもない。二例ほど対照してみよう。

(e)	『今 昔』	『法華驗記』	『三宝絵』
國ノ内ニ知識ヲ引テ、 經ノ料紙ヲ儲ク。人皆 力ヲ合セテ、法花經ヲ 書写供養シ奉リツ	国内唱知識。 始于經紙。	國內二知識ヲトナヘテ是 ヨリハシメテチカラヲク ハヘテ其法花經ヲ書タテ マツリテオホキニ供養ス	『法華驗記』 國內二知識ヲトナヘテ是 ヨリハシメテチカラヲク ハヘテ其法花經ヲ書タテ マツリテオホキニ供養ス

右の対照結果に逐一言及する必要を覚えないで省略に従うが、『今昔』と『三宝絵』との間にはこうした疎隔が十例ほども発現する上に、『三宝絵』なくして『今昔』本文が形成されなかつたような類は一切ない現状から、両者に直接関係を認めるわけにはとうてい行かない。尤も、話末の一節は珍しく類似するので、判断を妥当なものとする為に検証しておく。

『今 昔』	『法華驗記』	『三宝絵』
必ズ可死キ難ニ値フト云ヘドモ、 願ノ力ニ依テ命ヲ存スル事ハ、偏 ニ此レ法花經ノ靈験ノ至ス所也ト 知テ、弥ヨ信ヲ發シケリ。亦、此 レヲ見聞ク人貴ビケリ	決定當死人。希 有出不死事。是 法華經大願威 力。隨喜讚嘆。 皆發道心。	イキカタク シテイキタ ル事是法華 經ノ願力也 (以下無)
『今 昔』	『法華驗記』	『三宝絵』
悲哉、再ビ祖ノ良ヲ 不見ズ成ナリヌル	悲哉ニタヒラヤノ カホミスナリヌル	無レ幸亡レ父、不レ図 失レ宝、我別知之、能 ヨ見父儀、寧ヨ視底
事。我レ何デ彼ノ海 ノ底ニ入テ、空キ骸	事我海ノ底ニイキ テムナシキカハ子	玉ニ亦得ニ父骨、

『今昔』の「命ヲ存スル事」と『三宝絵』の「イキタル事」とが近く、「願力」も一致する点から、あたかも当該箇所は『三宝絵』

に依つたかのように見えるが、『法華驗記』の「不死事」とて同内容の異表現なので、ここはむしろ『今昔』の常套的な言い替えが結果的に『三宝絵』と似てきたと考えられるし、「願力」の問題も『今昔』は男の願いの力であり、一方の『三宝絵』は人々の願いに応える法華經の靈力というように、その内容は異なつてゐる。全集の「本文的みて、『法華驗記』所収話を直接の典拠に擬するのがもつとも妥当」という指摘は大いに首肯できるところである。

十四38は金貸し業を営む僧が『方広經』の靈験により危難から逃れ得た話。本話については既に全集の指摘した通り、『靈異記』下4よりも「本文的には遙かに『三宝絵』中の一五に近似し、『三宝絵』に依拠した形跡が顯著」という判断をここでも是としたい。對『靈異記』の改変率が23—40—58%、修正改変率13—40—33%は、いかに『靈異記』と『今昔』が親近するかを物語るが、しかし対『三宝絵』の場合は12—40—30%、修正改変率10—40—25%と更に低くなつてゐる。この3ポイント8%の差の幾分かは字句上の異同に負うとしても、大きな要因は内容の違いというべく、例えば、夫から「父の死」を聞いた女の悲嘆は『靈異記』一人異質である。

宝絵の場合は12—40—30%、修正改変率10—40—25%と更に低くなつてゐる。この3ポイント8%の差の幾分かは字句上の異同に負うとしても、大きな要因は内容の違いというべく、例えば、夫から

ヲ見ムト、泣キ悲ブ事 — ヲタニミムトナク — 哀哉痛哉
無限シ

『靈異記』の内容は他書から全く離れているわけではないものの、孤立的本文であるのに対し、『今昔』は殆ど『三宝絵』と同形である。典拠そのままの姿勢があからさまに伺え、何も『靈異記』を大幅に変えたものではない。

次は、聟（女の夫）によつて海に突き落とされた僧が別の船に救出され家に送り届けられる場面。

『今昔』	『三宝絵』	『靈異記』
本ノ里ニ返ラム事ヲ願フ。 船人此レヲ聞テ、哀ムデ、 ノ家ニシテ、舅ノ僧ノ後世 ヲ訪ハムガ為ニ	モトノサトニカヘ ラム事ヲ子カフ舟 人コレヲ送ル聟落 入シ舅ノタメニト テ	冀我泊レ奥、船人 隨レ冀、送コ之於 奥、彼聟奥國而為 陷舅、

『靈異記』では「奥」（陸奥）の国において僧の為の法要が行われ、僧もそこを目指すように一貫して陸奥の国が焦点である。僧を海中から救い上げた船も陸奥行きであった。ところが、『三宝絵』と『今昔』では僧の行き先も法要も共に奈良の「本ノ里」なので大きく食い違っている。もちろん、この食い違いは『今昔』の転換に起因するのではなく『三宝絵』の仕業である。

それでは反対に、『靈異記』と『今昔』本文が近く『三宝絵』だけ

遠い例はと言うと、物語展開上は一例もない。字句の上では唯一、僧が海中にいて救助されるまでの期間が挙げられ、『靈異記』と『今昔』は「二日二夜」と記す一方、『三宝絵』観智院本・閔戸本のそれは「二日夜」、前田本は「二日一夜」と小異する。前田本の「二日一夜」は意味が少し異なるけれども、観智院本と閔戸本の「二日夜」は、「二日夜」の意とも取れるし、単に「二」の脱落かも知れない。こうした可能性を無視してまでも、現行の字句上の一致を楯に『今昔』は『靈異記』をも参照して本話を成した、と果たして言えるだろうか。

+

さて、今まで、『靈異記』との関連対照七九話中、本稿（下）

に重点的に課せられた十二話の内の十話について論じ来つた。その内、十四12と十六16の二話は類話に過ぎないこと、十一4以下の八話においては修正改変率まで求めながら『靈異記』との関連を探つて、十一23は全篇にわたつて直接関係があり、十一4は第五・六段落のみ、二十41も第三段落だけ依拠する、しかし他の五話は初めから無縁なることを論証した。残りの十四28と十六8は、とりわけ大きな削除がないにも拘らず、いわゆる付加的改変の営為によつて依拠離れが顕著になつたかのような話である。

高麗寺僧栄常が乞食僧を嘲つた報いで冥罰を蒙つたという短篇の十四28は、典拠を考察する場合、同話が複雑に絡んでいたために扱いが極めてやつかいになる。その困難さを全集解説が良く代弁して

くれている。即ち、主体を『日本靈異記』上の「九」、『三宝繪詞』中の「九」に依拠し、主人公の「栄常」の名称など、一部を類話の『日本靈異記』中の「八」に借りている。なお、本話は、本文的には『三宝繪詞』中の「九」に最も酷似し、本話が『日本靈異記』のみならず、『三宝繪詞』に基づく詞』をも参照したことは疑いない。別に『三宝繪詞』に基づく同話、『法華驗記』下の「九六」を部分的に参照したとする見方もある。

と。本話が冒頭から異例であることは左記の対照から明白。

- 『今昔』「山城ノ国、相樂ノ郡ニ高麗寺ト云フ寺有り。其ノ寺ニ一ノ僧有り。名ヲバ栄常ト云フ。」
- 『靈異記』中18「山城國相樂郡部内、有ニ白衣、姓名未詳也、」
- 『靈異記』上19「山城國、有ニ自度、姓名未詳也」
- 『三宝繪』中9「山城國ニ一人ノ沙弥アリ」
- 『法華驗記』下96「山城國有人。与沙弥」

同郡高麗寺僧栄常

『今昔』に記す郡名のほか寺名・僧名が『靈異記』中18に依るることは実線から紛れもなく、特に僧名に関する点では、他書は特定不能な「自度」ないし「沙弥」でしかない。ところがその『靈異記』中18は、碁敵の白衣（俗の男）が栄常を嘲笑した為にすぐさま仏罰を受けた話なので、『今昔』話とは別物である。中18では俗男が栄常を嘲笑するのに、『今昔』ではその栄常が訪れた乞食僧を嘲る。こうした

逆転が可能になるのは、『靈異記』上19等と中18の内容が、僧と俗男のうちのいずれかが碁を打つ際に法華經僧を嗤笑したことにより冥罰を被る、というモチーフの一一致があるからで、両話の共通性を知る『今昔』作者が上19の「自度」あるいは他話の「沙弥」等に飽きたらしい思いからか、中18の「相樂ノ郡」「高麗寺」「栄常」をかぶせつつ、上19的な内容に基づいて一話を形成したさまが伺える。語句のワンポイント利用は彼が時々用いる改変方法の一つであるが、さてそうなると、次の課題は『今昔』の基づく資料が『靈異記』上19か『三宝繪』か、もしくは『法華驗記』かを明らかめることにある。

本話が『靈異記』上19や『三宝繪』を参照する、それも短篇にも拘らず相当細かく利用したことは疑いなく、『今昔』作者の典拠操作をうかがい知る例として、もつと注目されてよいと思われるが、錯綜するこの問題を手際よく解決するには、初めに全体の見通しを述べてから、それを論証する方が早道だろう。『靈異記』上19に依ったと仮定して改変率を出すと、本話のそれは12—19—63%に達する。しかし、ことによると上19は本話に何の関連もなかつたらしいことは、『今昔』の各要素と、同話を載せる諸書の中で最も親近する部分を選んで比較することにより明らかとなる。

内 容	典 拠	改 変 率
(a)僧栄常と俗の紹介 『靈異記』中18		
俗、栄常の宿坊訪問	3—4—75%	

(b) 栄常の非道と悪果	『三宝絵』中 9	2 — 8 — 25%
(c) 人々、栄常を非難	『法華験記』下 96	1 — 2 — 50%
(d) 経文	『三宝絵』中 9 か 『靈異記』上 19	0 · 5 — 2 — 25%
医師ヲ呼テ	医師ヲヨヒテ	令ニ薬治療ニ
往医師家		

*この他に話末評語が二行余ある (2 · 4 ポイント)。

初めの(a)が75%と高いのは、事情の異なる類話の中18から固有情報を探り来る際、中18が本来持つていた語句を削除した (1 · 5 ポイント) 為に起こったものなので、通常の改変と同列に扱うわけには行かない。にも拘らず修正改変率は1 · 5 — 4 — 38%にしかならないのである。(c)人々の栄常非難も比較量の少なさがもたらした数值で、これも誤差の範囲に含められようが、畢竟、右の修正改変率は合計5 — 16 — 31%に過ぎず、話末の評語を含めても7 · 4 — 19 — 39%に留まる。

次に(a)～(d)が各々の依拠資料どのように酷似するかを詳細に見ていこう。まず(b)に関して一覧すると左記の通りになる。

『今昔』	『三宝絵』中 9	靈異記 上 19
食ヲ乞フ	食ヲコフ	乞物
俗、此レヲ聞テ	俗是ヲキ、テコヲ	白衣聞之、暮
暮ヲ打ツ詞ニ	ウツコトハニハ	条恐曰
俗ハ毎度ニ勝ツ	俗ハタヒコトニ勝ツ	白衣者、作
医師ヲ呼テ		なし
医師ヲヨヒテ		なし
令ニ薬治療ニ		なし
往医師家		なし

各書が近似する中にも字句上の異同はあるもので、「今昔」はあたかも『三宝絵』本文を忠実になぞったかのように一体化する。「靈異記」本文に付した傍線は『靈異記』独自の孤立語句である。
(c)部分を『靈異記』上 19 と『三宝絵』は欠き、『法華験記』のみ対応する。

○『今昔』「此レヲ見聞ク人、此レ偏ニ、法花経ヲ誦スル乞食ヲ輕メ咲テ、音ヲ学ベル故也ト皆謗リ懲ミケリ」

○『法華験記』「皆作是言。誹謗輕咲持經者故。現前感得如是罪報」『法華験記』が『今昔』の本文に寄与したとすれば、その前半である。字句の類似だけでなく、語句を「皆作」是言・誹謗。」と区切つて解釈すれば、「人々はこのように言つて謗つた。法華経を受持する者を軽んじ嘲つた為に」云々となり、そうすると殆ど『今昔』に重なつて来よう。恐らく『三宝絵』に依りながら(注10)、全体的に簡略化を図る『法華験記』にあって、しかし仏罰の厳しさと強い非難の世評はことさら付加した。一体、『法華験記』という作品は出来事の意味を仏教的見地から総括したがる。本話下 96 もその志向が顕在化したもので、本書に話を大量に仰いだ『今昔』もその志向に従順なので、本十四 28 の「此レヲ見聞ク人」の非難を『法華験記』下 96 に結びつける可能性もなしとしない。しかし余りにも短文なので、ここではその可能性と根拠を示すに留めよう。

『靈異記』上 19 が話末で「与ニ持し経者、不レ可ニ誹謗、能護ニ口業」矣、つまり「法華持者を謗つてはならない。十分口を慎む

べきだ」と教訓する一条は、意味的に近そうでいてその実遠い。『今昔』は説話内容を踏まえた榮常批判に集中するのに対し、一方の『靈異記』は修得すべき倫理規範として普遍化を探るのである。字句上の一一致が少ない点はしばらく措くとしても、意味の違いや、経文の前におかれた非難の世評（『今昔』）と経文後の教訓（『靈異記』）という位置の違いも差し置いて、先程の『法華驗記』下96以上に親近するとは、とうてい言い難い。

『今昔』には稀な(d)の経文引用も容易に判断のつきにくい問題である。

- 『今昔』「若シ、此經ヲ輕メ謗ル者有ラバ、世々ニ、歯闕ケ、脣墨ミ、鼻平ニ、足戻リ、喝ミ、目眇ナルベシ」
- 『三宝繪』「モシカロミワラフ物アラハ當世ニ二牙齒疎ニ缺醜唇黒鼻ヒラミ手足脚縫戻眼目角膝
- 『靈異記』「若有」輕咲之者、当世々牙齒疎缺、醜脣平鼻、手脚縫戻、眼目角瞼

かくして『今昔』十四28における諸話の関与は、『靈異記』中18が冒頭(a)部分、『三宝繪』中9が説話本体の(b)と、ことによると(d)の経文も、『法華驗記』下96は(c)の世評の可能性が強い、となる。『靈異記』上19は(d)の経文に関連を持つ可能性もなくはないが、無縁に終る可能性もあり、その判断は如何ともし難い。諸書の各部を利用し、『典拠そのまま』を実行した説話本体の付加的改変率は、516—31%に過ぎない点を再述して、この問題の最後、十六8に移ろう。

長篇の本十六8は身寄りのない貧女が、殖櫻寺の觀音の利生によつて福徳を授かり、幸福な結婚ができたという典型的な觀音靈驗譚。ただ本話が全篇『靈異記』中34に拠ると考えるのは、時として激しく発現する敷衍・潤色の故をもつて否定的にならざるを得ず、関連するところは第四・八・十一の五つの段との指摘は（全集）、基本的に首肯できる。他方、第一・二・三・五・七段合わせて六段落は『靈異記』の類話と位置付けるしか術がないほど乖離し、例えば冒頭部分は、

べきだ」と教訓する一條は、意味的に近そうでいてその実遠い。『今昔』は説話内容を踏まえた榮常批判に集中するのに対し、一方の『靈異記』は修得すべき倫理規範として普遍化を探るのである。字句上の一一致が少ない点はしばらく措くとしても、意味の違いや、経文の前におかれた非難の世評（『今昔』）と経文後の教訓（『靈異記』）という位置の違いも差し置いて、先程の『法華驗記』下96以上に親近するとは、とうてい言い難い。

『今昔』には稀な(d)の経文引用も容易に判断のつきにくい問題である。

- 『今昔』「若シ、此經ヲ輕メ謗ル者有ラバ、世々ニ、歯闕ケ、脣墨ミ、鼻平ニ、足戻リ、喝ミ、目眇ナルベシ」
- 『三宝繪』「モシカロミワラフ物アラハ當世ニ二牙齒疎ニ缺醜唇黒鼻ヒラミ手足脚縫戻眼目角膝
- 『靈異記』「若有」輕咲之者、当世々牙齒疎缺、醜脣平鼻、手脚縫戻、眼目角瞼

『靈異記』

『今昔』

- | | |
|---------------------|----------------|
| (a) なし | (a) 殖櫻寺の等身の正觀音 |
| (b) 女の家の持仏堂に一尺五寸の觀音 | (b) なし |
| (c) 父母が死んだのは聖武天皇時代 | (c) なし |

と完全にスレ違つていて、共通するのは主人公が富裕な家の女、父の死により零落する、くらいのものである。非『靈異記』的的部分に大略こうした懸隔が目立つのは、恐らく未詳資料を背景に成立したからなのだろう。

『靈異記』との直接関係を検討すると、第八段落初めおよび第九段落末部は未詳資料に拠ると言わざるを得ない。第九段落は貧しい女が食事を届けてくれた下女になけなしの衣を与えた話で、通つて来ていた男は不思議な思いから暫し箸に手が付かない。

然レドモ、餓ヘニ及ベルガ故ニ、食シテ返ス。此ノ女ヲ嫁ケル

二依テ、忽ニ京ニ上ラム事ヲ不好ズシテ、偏ニ永キ契ヲ思フ

『今昔』では、女に深く愛情を持つた男が京に上らず夫婦として共に暮らしたいと思うようになり、実際、第十一段落では夫婦としてこの家に住んだと「付加」することにつながるが、『靈異記』の方は簡単に「明日夫去」と記すだけで上京の件は何もない。

そもそもこの違いの淵源は、妻問い合わせの初めに遡る（両書の懸隔が著しい第五段落）。『今昔』の場合、前妻を亡くした男が妻を求めて上京する際、たまたまこの女の家に宿泊したのに対し、『靈異記』

では同じく前妻を亡くした男がこの女のことを聞き知つて迫つて來たというように、両書の大きなズレが第九段末部まで影響したのである。簡略な記述が長大になつたという意味に留まらず、展開までもが別方向を指向するのは、この部分が『靈異記』に依らない証と思われる。

第八段落冒頭の二行分が『靈異記』に相違する点は全集も指摘するところ。

○『今昔』

而ル間、雨降テ不止ズ。然レバ、男留テ不行ズ。家貧クシテ食物無キニ依テ、男ニ令食ル物無クシテ、日高ク成ヌ

○『靈異記』

明日終日、降レ雨不レ止、障レ雨不レ避、三日留之、夫壯飢言、我飢賜レ飯、妻言今進、起ニ竈燃火、居ニ于空廻、押レ嬾而蹲、

入ニ于空屋、徘徊

概要としては全く似ていなることもないけれど、『靈異記』本文を『今昔』的に再生するのは大変な労力を要するだろう。男の三日の滞留、二人の会話、追い詰められて嗟嘆懊惱するしかない女のやるせない気持ち、これらの削除変更は到底『今昔』のなしうる性質と言えない。恐らく『靈異記』の文章を大胆に変改したのではなく、『靈異記』以外の資料、それはこの部分が至つて簡略な内容になつていて、それを忠実に再現したものと考えてよからう。あたかも『靈異記』との関連部分をかなりの程度従順に再生したと同様に。

このように判断して『靈異記』と関わる各段の改変率を求めるとい下のようになる。

段落	改変率
第四	3—7—43%
第八～十一	11—33—33%
合計	14—40—35%

*第十一段落には、第十二段落の「此ヲ思フニ、觀音ノ御誓不可思議也」を含めている。『靈異記』の「斯奇異之事矣」を觀音靈驗的に言い換えたと判断したからである。

『靈異記』と未詳資料を駆使する『今昔』作者は、しかし両者を整合的に扱い切れず時として綻びを露呈する。『靈異記』を下敷きに書き録す第十段落は、飲食物はじめ種々の品物を届けてくれた下女がどこの誰かわからず「家二返テ、常ノ如ク堂二入テ」觀音を拌もうとした女が、そこで觀音こそ下女の正体だつたことを知る段だが、そもそも日ごろ女の帰依する觀音は近くの寺（殖櫻寺）に鎮座するはずなのに、「家二返テ」「堂二入テ」と屋敷内にある持仏堂の觀音に替わっている。

『靈異記』は初めから自邸に建立した持仏堂におわす觀音菩薩という設定だから、同じ場面で女が「帰」家、如「常將」礼、入「堂」と描写するのは至極当然なのだが、未詳資料によつて付近の殖櫻寺の觀音に設定した『今昔』であれば、ここは屋敷内の「堂二入テ」

でなく、「殖櫻寺二参テ」のように表現しなくてはおかしい。こうした奇妙なズレが生じたのは、けだし『今昔』作者が目の前の『靈異記』本文につい引かれてしまい、従前との整合を図れなかつたらであろう。

そしてこうした綻びはもう一力所ある。第八段落は『靈異記』に近似する諸段の中でも最たる一段だが、雨に振り込められて他出のままならない夫に出す食事もなく、困り果てた女が「口ヲ瀬ギ手ヲ洗テ、堂ニ詣デ」て觀音に懇願する件も、觀音が屋敷におわすことを前提にした展開である。それはここでも、『靈異記』の女が「歟」口洒手、參「入堂内」りてとあるのに無意識に引かれた不注意なのである。

十

以上で『靈異記』と『今昔』との直接関連についての検討を終えるが、最後に、諸注が言及しないものの両書に共通する話題を録す一話があるので触れておきたい。それは『今昔』本朝部の劈頭を飾る聖德太子の別名を掲げる十一一である。太子の別名を巡つては、

『今昔』以前の説話文献として『靈異記』上4、『三宝絵』中1、『法華驗記』上1が知られるが、『今昔』に最も近いのは『三宝絵』に指定でき、『靈異記』は一番遠く改変率は6—5—120%、修正改変率も3—5—60%と既に『今昔』の改変限界を超えている。諸書のプロットを比較すると、

『今昔』	『三宝絵』	『法華驗記』	『靈異記』
(a)廐戸ノ皇子 ①廐の生れ故 (b)八耳ノ皇子 ②数人の話を聞く	(a)廐戸皇子 ①廐の生れ ②十人の愁をき分ける故	(a)廐戸皇子 ②一度同声 ①廐の生れ ②十人の愁を	(a)廐戸皇子 ②一度同声 ①廐の生れ ②十人の愁を
(c)聖徳太子 αなし	(c)聖徳太子 α身形・所作 が僧に似る	(c)聖徳太子 ・弘法度人 β為皇太子	(c)聖徳 α身形・所作 が僧に似る (d)上宮
(d)上宮太子 ④王宮の南居住 ⑤執政故	(d)上宮太子 ④王宮南居住 ⑤執政故	(d)上宮王 γ官位十二階制定 故、(c)	(d)上宮 ②十人の愁を一度 に聞く故(b) α身形・所作が僧 に似て ③経疏を著し・弘 法度人
(e) *「廐戸」不出 *推古天皇不出 *執政なし	(e) *「廐戸」不出 *推古天皇不出 *執政なし	(e) *「廐戸」不出 *推古天皇不出 *執政なし	(e) *「廐戸」不出 *推古天皇不出 *執政なし

(a)～(d)は聖徳太子の別名を表し、①～⑤はその名の由来を記すと
いう配列になっているが、『今昔』は『三宝絵』に拠りつつも③の経疏著述を省いた如き文章になつていて、これほど近接する文献はない。『靈異記』とは構成も異なれば内容もだいぶ相違し、削除

も40字程度行つてゐるので、同書を踏まえたとすると先述の高い改変率になるのも当然の結果である。諸注が類話にも含めなかつた理由は、誠に謂われのことであつた。それでは、『三宝絵』と『法華驗記』のどちらと『今昔』が文章的に近いかというと、これも『三宝絵』とすべきようである。

○八耳ノ王子について

『今昔』「数人ノ一度ニ申ス事善ク聞テ一言モ不漏載リ給ヘレバ也」
『三宝絵』「十人一度ニ愁申コトヲヨクキハテ一コトヲモラサス事ハリ給」

『法華驗記』「一度同声申事不落一事。善聞裁給」
○上宮太子について

『今昔』「太子ヲ王宮ノ南ニ令住テ国政ヲ任セ奉リシ」
『三宝絵』「太子ヲ王宮ノ南ニスマシメテ國ノノ政ヲヒトヘニシラシメ給」

『法華驗記』「為皇太子。王宮南令住。国政悉委」

時として『法華驗記』の方が似る表現もあるにせよ、傍線を施した部分や、語順①②の異同から、文章上も『三宝絵』の方がより『今昔』に近いと言える。

おわりに

『靈異記』—『今昔』間に関連ありと指摘される七九話と十一話について検討を加えてきた。その結果、全編『靈異記』

に拠ると認定できる話は六十一話、『靈異記』と他書本文とを併用した話が十話の計七十一話を数えることができ、残り九話は『靈異記』と無縁だったようである。『極樂記』や『法華驗記』との対比では修正改変率の上限がせいぜい43%、つまり40%台前半だったのが、対『靈異記』の場合、それを超えて50%を前後するものが十二話に及んでいる。その多くが20行前後の短篇（九話）とは言え、残り三話（十六1、十六10、二六1）も含めて考えると、例外的な高改変率話が少くない点は対『靈異記』関係での一つの特徴に挙げられる。十六10などは改変ポイントの算定が微妙で、削除（49字）と要約（2行分）を低めに6ポイントと取つたが為に45%を記録しただけのこと、もしこれを7ポイントと判断すれば41%と上限内に

収まる。しかし十六1や二六1はそうした判断のユレとか微調整で済まない何か本質的な問題があるのかも知れず、今後の課題といい。

改変七力条も関連話との検討において有効な物差しとしてここでも確認できたが、その第六条「固有名の付加・変更」の問題は依然として重い。対『靈異記』の場合も十数例出現したそれらが、『今昔』作者の知見なのか、それとも典拠でない別資料の情報を背景に負うのか、やはり後考を俟つ他ない。

まとめとして、各話毎に関連の有無や様態、改変率を表にして本稿を終えよう。修正改変率がある場合はこちらを掲示する。

一、全篇『靈異記』に拠る話 六十一話

		卷・話																			
		改変率																			
		卷・話																			
十四 36	十四 33	十四 32	十四 31	十四 30	十四 27	十四 26	十二 29	十二 26	十二 25	十二 19	十二 18	十二 17	十二 16	十二 15	十二 14	十二 13	十二 12	十二 11	十二 2	十一 23	
4 —	6 —	5 —	7 —	7 —	5 —	10 —	10 —	8 —	12 —	11 —	7 —	12 —	5 —	13 —	20 —	13 —	8 —	6 —	13 —	8 —	改 変 率
13 —	14 —	17 —	35 —	31 —	14 —	22 —	27 —	21 —	51 —	27 —	19 —	33 —	23 —	39 —	56 —	38 —	25 —	25 —	31 —	30 —	%
31 —	43 —	29 —	20 —	23 —	36 —	45 —	37 —	38 —	24 —	41 —	37 —	36 —	22 —	33 —	36 —	34 —	32 —	24 —	42 —	27 —	%
二十 20	二十 18	二十 17	二十 16	二十 15	十七 49	十七 48	十七 46	十七 45	十七 37	十七 35	十七 34	十六 38	十六 27	十六 23	十六 14	十六 13	十六 12	十六 11	十六 10	十四 37	
10 —	13 —	5 —	11 —	10 —	11 —	8 —	10 —	7 —	7 —	5 —	6 —	8 —	7 —	10 —	6 —	8 —	8 —	13 —	10 —	改 変 率	
25 —	42 —	49 —	65 —	51 —	26 —	16 —	37 —	25 —	28 —	25 —	25 —	24 —	25 —	33 —	20 —	27 —	25 —	15 —	29 —	33 —	%
40 —	31 —	10 —	17 —	20 —	42 —	50 —	27 —	28 —	47 —	25 —	25 —	24 —	33 —	35 —	35 —	37 —	24 —	53 —	57 —	21 —	21 —
		二六 1	二四 9	三三 18	三三 17	二二 42	二二 38	二二 37	二二 33	二二 32	二二 31	二二 30	二二 29	二二 28	二二 27	二二 26	二二 25	二二 24	二二 22	二二 21	
		21 —	11 —	10 —	5 —	5 —	5 —	6 —	10 —	8 —	9 —	3 —	8 —	5 —	6 —	8 —	6 —	12 —	6 —	4 —	14 —
		42 —	28 —	37 —	28 —	15 —	17 —	24 —	37 —	19 —	28 —	27 —	16 —	11 —	28 —	15 —	16 —	21 —	34 —	18 —	29 %
		50 —	39 —	27 —	18 —	33 —	29 —	25 —	27 —	42 —	32 —	11 —	50 —	45 —	21 —	53 —	38 —	57 —	57 —	18 —	18 %

二、『靈異記』と他書とを併用する話 十話

中核的出典であれワンポイント利用で
あれ、この項に含める

		卷・話											
		改変率											
		卷・話											
二十四 38	十一 1	十九 31	十七 36	十六 8	十六 2	十四 28	十二 31	十二 27	十一 4	十一 4	十一 4	改 変 率	
十六 16	十一 2	2 —	14 —	3 —	14 —	5 —	20 —	13 —	3 —	12 —	25 %		
十九 30	十一 3	6 —	41 —	13 —	12 —	16 —	49 —	29 —	49 —	45 —	29 %		
二十 19	十四 9	33 —	34 —	23 —	25 —	35 —	31 —	52 —	31 —	41 —			
	十四 12												

三段落のみ

- * 1 『靈異記』下2もワンポイント利用。
 * 2 十一7か未詳資料をワンポイント利用。

九話

十四 38	十一 1	十九 31	十七 36	十六 8	十六 2	十四 28	十二 31	十二 27	十一 4	
十六 16	十一 2	2 —	14 —	3 —	14 —	5 —	20 —	13 —	3 —	
十九 30	十一 3	6 —	41 —	13 —	12 —	16 —	49 —	29 —	49 —	
二十 19	十四 9	33 —	34 —	23 —	25 —	35 —	31 —	52 —	31 —	

* 十四28は『靈異記』上19に対しても無縁か。

(注)

1 「今昔物語集の日本靈異記受容攷（上）」（『実践女子短大紀要』第二十五号、二〇〇四年三月）。

2 「今昔物語集の大日本國法華經驗記受容をめぐつて（上）」の改変率一覽（『実践女子短大評論』第十八号、一九九七年一月。以下、『今昔』と『極樂記』や『法華驗記』との受容関係についての考察は、拙著『今昔物語集僻説』に再録）。猶、単純な計算ミスがあつたので、本話十二-26を10ポイント—21行—48%に訂正したい。

3 「今昔物語集の大日本國法華經驗記受容をめぐつて（下）」（第二十号、一九九九年一月。17~19頁）。

4 中世の文学、例えば『宇治拾遺物語』に録す、魚がない限り摂食しない永超（第67話）や、檀家宅の水魚を盗み喰いする僧（第79話）には、魚食に対する罪障意識が微塵もない。この二僧から見れば、古代に生きた十二-27大和国吉野山の聖人達は殺生戒を犯す行為と恐れて、何と小心であつたか。

『靈異記』や『今昔』が描く聖人は魚食を重罪でないと正当化

せざにはいられず、つまり少なくとも微罪であると自覺していたし（だからこそ『今昔』では弟子に「窃ニ」依頼している）、一方の『三宝繪』の弟子が、身を養い修行に励むのは仏の教えであ

り病僧には許されていると、仏説を御旗にしたり、『法華驗記』の弟子も薬として食するよう師を説得するのも、魚食がタブー視されていたからこそその論法である。童子が箱の中の魚を法華經と偽り、俗が執拗に事実の究明に迫つたのも、ひとえにこの為であつた。魚食は殺生戒を犯す行為に他ならず、公にすべきでない秘事として古代の聖人達は後ろめたく感じていたし、このタブーの観念が本話を構造的に支えている。

5 新大系『靈異記』一三七頁脚注一八。但し、俗男についてはそれほど明確に呼称変化が見られるわけでもない。

6 例えば『往生伝 法華驗記』六六頁頭注（日本思想大系。岩波書店）や、『三寶繪集成』四八七頁（笠間書院）。尚、『法華驗記』のテキストはその『往生伝 法華驗記』を使用し、後に引用する『極樂記』もまた同じ。『三寶繪』も右の『三寶繪集成』に拠る。

7 『三寶繪』と『法華驗記』間の親疎関係については拙稿『法華驗記』の依拠した『三寶繪』伝本をめぐつて（『実践女子短大歌子』第五号。一九九七年三月）を参照されたい。

8 「今昔物語集の日本往生極樂記受容攷（上）」（『歌子』第七号）一九九九年三月）。

9 前掲2拙稿の改変率一覽参照。

10 前掲7拙稿の十八頁以降。